

戦後補償（シベリア抑留）

長澤淑夫

今年（2010）、第二次世界大戦後にシベリアやモンゴルで強制労働させられた元抑留者に最高 150 万円の特別給付金を支給する特別措置法が、6 月 16 日夕に衆院本会議で全会一致で可決した。これを報じた毎日新聞によれば、給付は抑留期間に応じて一人あたり、25 万円から 150 万円を支給し、財源には独立行政法人「平和祈念事業特別基金」の約 200 億円を充てるといふ。また、特措法では、抑留の実態解明が進んでいない現状を踏まえ、政府に対し死亡者などに関する調査を進めるための基本方針を策定することも義務づけた。

シベリア抑留者の補償要求運動は 1970 年代の末に本格的に始まり、全国抑留者補償協議会（全抑協）のもとで最盛期には 20 万人近くの会員を擁し、大きな運動を展開した。しかし、自民党と歴代政府は、戦後補償は終わったとの立場を取り、こうした要求を入れることはなく、未払い労働賃金は捕虜所属国が払うとしたジュネーヴ条約（1949 年）に依拠した裁判闘争も敗訴した。（1997 年）しかしシベリア抑留者の中には兵としての恩給加算に満たないものがあるため、シベリア抑留者で恩給欠格者には若干の措置を講じ、慰労金と銀杯を配った。さらに戦後の労苦を現在に伝えるため、平和祈念特別事業を展開した。この事業は展示でシベリア抑留と満州の引き上げを再現し、聞き取りによる労苦を冊子にして刊行してきた。（1988 年）

元兵士には恩給法と援護法で報い、それに加え戦地加算、激戦地加算と抑留者加算で配慮を示す一方、空襲のような一般的戦争被害は国民すべてが受けるべき一般的戦争損害で、これには国家はなんら配慮しないとの立場をこれまでの戦後政府は取ってきた。裁判所もこれを認めてきた。平和祈念事業はこの体制を補完したにすぎない。例外は被爆者であった。さすがに政府も原爆を一般的戦争損害とすることはできなかったのである。またシベリア抑留者には恩給加算で配慮をしてきたが、抑留者で恩給欠格者には何らの配慮もない状態になってしまう。そこでさきの慰労金と銀杯となったのである。

同様の被害に対して戦後の西ドイツ政府は、ソ連での強制労働に対し、補償を行い、それにより捕虜が西ドイツ政府に対してもつ「労働に対する請求権」は消滅するとはっきり述べた。カナダやアメリカも第二次大戦時の捕虜の労働に対しては、抑留国が払わない場合には捕虜所属国が払うジュネーヴ条約の規定を守り、支払いを実行してきた。英米により戦後、捕虜として「南方」で労働に従事した捕虜には、日本政府も賃金を支払ってきた。

ジュネーヴ条約 1949 年法は、捕虜の弱い立場に最大の配慮をしめし、「捕虜労働は支払われるべし」との原則をまず立て、その後、所属国か抑留国がそれを支払うという構成をとっている。西欧諸国はこの原則をほぼ守り、支払いを実行してきたが、日本やソ連（ソ連の自国捕虜への対応は極めて残虐である。）は、この実行を意図的に怠ってきた。民衆の自由や幸福の実現のために民衆の権利の一部を信託して政府は成立したとの社会契約論は憲法前文で言明されている。しかし戦後政府の戦後補償では、こうした精神はみられない。

今回の特別給付金の支給は、援護法と恩給法とは別個にシベリア抑留者に対して現金の給付を行う点、従来の政府の方法を改めるものである。しかし、対象を「日本国籍を持つ者」に限定した点に大いに問題である。すかさず韓国人元抑留者の団体「韓国シベリア朔風会」から反応があった。韓国人元抑留者は「日本政府からは、何の謝罪も補償も受け取っていません。極めて残念であり、不当かつ不合理であると思います。」という会から要

望書が政府に提出されている。民主党政権においても、日本人として植民地人を兵や軍属として雇用した責任を無視し、現在の国籍を理由に元日本人を補償から排除するという誤りを犯している。

戦後補償は大日本帝国のおこした侵略戦争による被害の補償、植民地支配や従軍慰安婦への補償が第一に議論されてきた。そこでは、アジアの民衆に対して補償を実施しない戦後日本政府に対して、被害当事者はもちろん内外の世論はきびしく政府を批判してきた。

日本国民については、将兵にはそれなり補償し、一般国民にはしないという問題があり、旧植民出身者についてみれば、現在の国籍や国家同士が結んだ条約を根拠に、個人への補償を拒否するという点が問題である。こうした現状は、結局、侵略戦争や植民地支配への反省のなさ「政府は国民のためにつくられた」のに、実際には政府は国民を統治対象として扱っていることの結果である。

政権交代により多少の変化がおきているとはいえ、歴史認識の問題と人民主権の機能という点では大きな転換はおきていない。戦前の日本を美化する右派勢力の活動が活発である現状から、政府に大きな政策転換を決断させるような民衆運動により世論を動かし、アジア民衆との信頼を築きうる補償政策と、政府を民衆自身の手に取り戻すことが重要な課題となってきた。